

会 議 録

| | | | |
|--|--|------|----------------|
| 会議の名称 | 令和5年度第5回那珂川市介護保険運営協議会 | | |
| 開催日時 | 令和6年3月21日(木) 19:00～19:30 | 開催場所 | 那珂川市第2別館2階大会議室 |
| 出席者 | <p>1. 委員 吉村委員 呉委員 荒巻委員 小塚委員 河野委員 八尋委員 青木委員 秋田委員 西岡委員 時里委員 曾部委員 内野委員 (欠席者) 重松委員 角田委員 平野委員 成世委員</p> <p>2. 事務局 下田高齢者支援課長、古川高齢福祉担当係長、山口介護保険担当係長、 朽網主査、吉浦主事</p> | | |
| 配布資料 | <p>資料1：第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に係る パブリック・コメントの実施結果について</p> <p>資料2：那珂川市 包括的支援事業等の実施に係る方針（案）</p> | | |
| 公開区分 | 開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由：情報公開条例第9条第4号に該当) | | |
| <p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p style="padding-left: 20px;">◆パブリック・コメントの実施結果</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントは、那珂川市まちづくり住民参画条例を基に住民が市の政策立案、施策運営等の過程に参画するといった目的で行い、この条例の内容に沿った形で実施している。 ・「1. パブリック・コメントの概要」の(1)募集期間は、令和6年2月1日(木)から2月29日(木)まで実施した。(2)提出できる人は記載のとおり。(3)閲覧場所は、本市ホームページ、高齢者支援課窓口、ミリカローデン那珂川、中央公民館、北地区公民館、東地区公民館、南地区公民館、博多南駅前ビルの計8カ所に設置した。なお、設置場所については前回第8期計画時から博多南駅を増設し、計8ヶ所にて実施した。(4)提出方法は記載のとおり。 ・「2. 意見の集計結果」について報告する。意見の提出者数は1名で市役所高齢者支援課に持参された。意見数は2つで、2枚目の「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）へのご意見と市の考え方」のとおり回答している。 ・頂いた意見の内容も踏まえながら、第9期計画を進めていきたいと考えている。 | | | |

(2) 包括的支援事業の実施に係る方針について

(説明概要)

- この方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的考えや業務推進の方針等および那珂川市と地域包括支援センター受託事業者との連携の方針を明確にすることにより、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定している。この内容が適切、公正かつ中立的となっているかどうかを評価するために、地域包括支援センター運営協議会でもある、この介護保険運営協議会で方針（案）をお示しする。
- P1「Ⅱ基本的な事業実施方針 1市の地域包括ケアシステムの構築方針」について、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度にあたる令和6年度は、第8期計画の中核的な施策として進めてきた「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをより一層推進していく」こととしている。
- 本運営方針は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の内容に沿ったものになっており、今回の方針（案）も、令和6年度から始まる「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿った内容となっている。
- 令和5年度までの「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と令和6年度からの「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、大幅な改正がないことから令和6年度の運営方針（案）についても、昨年度の運営方針から大幅な変更はない。
- P4以降の「Ⅴ重点取組事項」については、今年度介護保険運営協議会でもご審議を頂いた、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に定めております具体的な事業の内容を基に作成されているので、計画に定めている各種事業について、市と包括支援センターが一丸となって取り組んでいきたいと考えている。

【質疑応答】

- 会 長： P4の9「オンラインツールの活用」と記載されているが、具体的にはどのようなツールを活用するのか。
- 事 務 局： 地域包括支援センターとZoomを活用したオンライン会議等を想定している。
- 会 長： 具体的に記載したほうがいいと思う。
- 事 務 局： 記載を検討する。
- 委 員： P6(4) 困難事例の対応のかつこ書きに「重層的課題がある」と記載されている。数年前から重層的支援事業が開始されているが、包括的支援事業の中に重層的支援事業が含まれているという考えか。または、別に開始されているのか。
- 事 務 局： 重層的支援事業が、包括的支援事業の中に含まれているということではなく、包括支援センターが重層的課題のある方に対して、包括だけでなく市役所や様々な主体と連携を行うということを定めている。
- 委 員： 包括支援センターは第9期の期間中に増やすことはないのか。
- 事 務 局： 包括支援センターを2箇所から増やす計画はないが、今後の高齢者数等

を鑑みながら検討していくこととなる。

3. その他

◆委員の任期について

事務局： 委員の任期について、令和6年4月30日を持ち任期満了となる。関係団体から推薦していただいている皆さまにおいては、改めて各団体様へ推薦依頼を行う。

会長： 以上で、第5回那珂川市介護保険運営協議会を終了する。